平成２８年１２月２日

朝倉市長　森田俊介殿

公益社団法人　甘木朝倉法人会
会長　矢野清博

平成２９年度税制改正要望事項

検討テーマ	課　　題
税・財政改革	早期にプライマリーバランスが均衡するよう、支出の面から財政健全化へ歳出の削減を徹底すべきである。 地方の人口減少スピードは速く、自治体レベルにおいても行政改革を徹底しておこなうべきである。 人口の減少度合いに応じた公務員の定員削減をおこなっていくべきである。
経済活性化と中小企業対策	法人の繰越欠損金の縮減は中小企業には今後も適用しないことを継続していくべきである。 外形標準課税については、中小法人には適用しないこと。 法人の実効税率は現在３０％を切るまでになっているが、今後も課税ベースを広げたうえで、更に実効税率を下げていくことが望ましい。
法人税関係	賞与引当金、退職給与引当金については、収益費用対応の原則からしても、法人の損金算入を認めるべきである。 役員給与については、委任の対価であり、原則損金算入とすべきである。
消費税関係	消費税の逆進性の問題が言われているが、低所得者に限定して給付付き税額控除制度を導入するなどして対策を行うべきである。事務負担等の観点から、消費税は単一税率が望ましい。軽減税率は、中小企業者の事務負担等も考慮し、廃止を求める。 上記の点を踏まえ、今後も「請求書等保存方式」を維持することが望ましい。
地方税関係	固定資産税に関しては、地価の動向等も見極め、課税標準額の見直しを実情に応じた形で見直しをおこなっていくべきである。 「ふるさと納税制度」については、現在納税受入額が大きく伸びているところであるが、本来は自身が居住する自治体のサービスの対価たる性格を有するものであり、見直しを行う

	べきであると考える。
その他	義務教育において、租税教育をカリキュラム化し、全員が受講することとする。これから一層の高齢化が進む我が国においては、租税に対する理解は必須の内容である。

以上

平成２８年１２月２日

朝倉市議会議長　　浅尾静二殿

公益社団法人　甘木朝倉法人会
会長　矢野清博

平成２９年度税制改正要望事項

検討テーマ	課　　題
税・財政改革	早期にプライマリーバランスが均衡するよう、支出の面から財政健全化へ歳出の削減を徹底すべきである。 地方の人口減少スピードは速く、自治体レベルにおいても行政改革を徹底しておこなうべきである。 人口の減少度合いに応じた公務員の定員削減をおこなっていくべきである。
経済活性化と中小企業対策	法人の繰越欠損金の縮減は中小企業には今後も適用しないことを継続していくべきである。 外形標準課税については、中小法人には適用しないこと。 法人の実効税率は現在３０％を切るまでになっているが、今後も課税ベースを広げたうえで、更に実効税率を下げていくことが望ましい。
法人税関係	賞与引当金、退職給与引当金については、収益費用対応の原則からしても、法人の損金算入を認めるべきである。 役員給与については、委任の対価であり、原則損金算入とすべきである。
消費税関係	消費税の逆進性の問題が言われているが、低所得者に限定して給付付き税額控除制度を導入するなどして対策を行うべきである。事務負担等の観点から、消費税は単一税率が望ましい。軽減税率は、中小企業者の事務負担等も考慮し、廃止を求める。 上記の点を踏まえ、今後も「請求書等保存方式」を維持することが望ましい。
地方税関係	固定資産税に関しては、地価の動向等も見極め、課税標準額の見直しを実情に応じた形で見直しをおこなっていくべきである。 「ふるさと納税制度」については、現在納税受入額が大きく伸びているところであるが、本来は自身が居住する自治体のサービスの対価たる性格を有するものであり、見直しを行う

その他	べきであると考える。 義務教育において、租税教育をカリキュラム化し、全員が受講することとする。これから一層の高齢化が進む我が国においては、租税に対する理解は必須の内容である。

以上